

朝霞市保育認定利用調整基準表

A 父母の状況 ※父母ともに1つのみ加算		父	母	B 児童の保育状況 ※該当する場合1つのみ加算（最も加算が高いもの）	指数	
自営中心者・居宅外労働（就学）	1月160時間以上	30	30	同一世帯の親族が保育している（父母共に死亡・離別・行方不明・拘禁）	2	
	1月140時間以上	29	29	知人・友人・別世帯の親族が有償で保育している	2	
	1月128時間以上	28	28	認可外保育施設・幼稚園（特定教育・保育施設以外）に入所しており、月64時間以上利用を常態としている（父又は母が育児休業中）	4	
	1月120時間以上	27	27			
	1月112時間以上	26	26	上記内容に該当するが、当該施設が入園希望月以降受入不可	5	
	1月100時間以上	25	25	認可外保育施設・幼稚園（特定教育・保育施設以外）に入所しており、月64時間以上利用を常態としている（父及び母が育児休業中以外）	5	
	1月96時間以上	24	24			
	1月84時間以上	23	23	上記内容に該当するが、当該施設が入園希望月以降受入不可	6	
	1月80時間以上	22	22	市内の認可外保育施設・幼稚園（特定教育・保育施設以外）に入所しており、月64時間以上利用を常態としているが、当該施設が特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業に移行する場合における、移行後の当該施設を第1希望とした利用調整申請	第1希望 100	
	1月72時間以上	21	21		第2希望以降	
	1月64時間以上	20	20			
自営協力者・居宅内労働（就学）	1月160時間以上	29	29	認可外保育施設・幼稚園（特定教育・保育施設以外）に入所しており、月64時間以上利用を常態としていない	7	
	1月140時間以上	28	28		2	
	1月128時間以上	27	27	特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を給付を受けて利用している（転所を希望する場合）	2	
	1月120時間以上	26	26			
	1月112時間以上	25	25	上記内容に該当するが、当該施設が入園希望月以降受入不可	3	
	1月100時間以上	24	24			
	1月96時間以上	23	23	連携施設を設定していない保育所（2歳児クラスまでしか受入れのない場合）・連携施設を設定していない特定地域型保育事業（居宅訪問型保育事業・事業所内保育事業の地域枠以外を除く）・幼稚園（特定教育・保育施設を除く）を連携施設として設定している特定地域型保育事業に給付を受けて入所している場合における、3歳児クラスの利用調整申請	100	
	1月84時間以上	22	22			
	1月80時間以上	21	21			
	1月72時間以上	20	20			
	1月64時間以上	19	19	父又は母が保育している（育児休業中の場合）	2	
求職活動・労働内定・就学予定	1月160時間以上	18	18	父又は母が保育認定事由と並行して保育している	2	
	1月140時間以上	17	17	C 家庭状況 ※該当する場合1つのみ加算（最も加算が高いもの）	指数	
	1月128時間以上	16	16	父母共に死亡・離別・行方不明・拘禁	18	
	1月120時間以上	15	15	ひとり親家庭	15	
	1月112時間以上	14	14	ひとり親家庭（祖父母と同一世帯）	14	
	1月100時間以上	13	13	離婚前提（離婚調停申立書、離婚に関する事を定めた公正証書が必要）	12	
	1月96時間以上	12	12	離婚前提（離婚調停申立書、離婚に関する事を定めた公正証書が必要）（祖父母と同一世帯）	11	
	1月84時間以上	11	11			
	1月80時間以上	10	10	生活保護世帯	20	
	1月72時間以上	9	9	市長が児童福祉の観点から特に必要と認めた場合	—	
	1月64時間以上	8	8	D 世帯員の状況 ※該当する場合1つのみ減算（最も減算が大きいもの）	指数	
	求職活動を行っている	5	5	65歳以上70歳未満で無職で健康な祖父母と同一世帯	-1	
	出産期間（出産月及び前後の2か月）のみ保育希望		—	26	60歳以上65歳未満で無職で健康な祖父母と同一世帯	-2
					60歳未満で無職で健康な祖父母と同一世帯	-3
疾病・障害	I（就学前児童の保育が完全に不可能な状態）	30	30	E その他調整事項 ※該当するもの全て加算	指数	
	II（就学前児童の保育が困難な状態）	27	27	前年度保留者	2	
	III（就学前児童の保育が部分的に困難な状態）	25	25	前々年度以上（前年度を含む連続した）保留者	4	
	身体障害者手帳1・2級、療育手帳A・A、精神障害者保健福祉手帳1～3級を所持している	30	30	前々々年度以上（前々年度を含む連続した）保留者	6	
	身体障害者手帳3・4級、療育手帳Bを所持している	27	27	保護者が非自発的な理由によって失業している	5	
	身体障害者手帳5級以下、療育手帳Cを所持している	25	25	父又は母が単身赴任している	1	
看護・介護	1月160時間以上	30	30	父又は母が保育士資格を有し、市内特定教育・保育施設、特定地域型保育事業又は朝霞市指定家庭保育室で保育従事者として、又は幼稚園教諭資格を有し、市内幼稚園（特定教育・保育施設以外）で幼稚園教諭として、又は放課後児童支援員資格を有し、市内放課後児童クラブで放課後児童支援員として勤務し、又は勤務内定している	1	
	1月140時間以上	29	29			
	1月128時間以上	28	28			
	1月120時間以上	27	27	上記に該当する保育士であって、1年以上勤務することを誓約している（転所希望者をのぞく）	22	
	1月112時間以上	26	26			
	1月100時間以上	25	25	兄弟姉妹が1人だけ保育所等の利用調整申請をしている、又は特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業（事業所内保育事業の地域枠以外を除く）を給付を受けて利用している	1	
	1月96時間以上	24	24			
	1月84時間以上	23	23	兄弟姉妹が2人以上保育所等の利用調整申請をしている、又は特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業（事業所内保育事業の地域枠以外を除く）を給付を受けて利用している	3	
	1月80時間以上	22	22			
	1月72時間以上	21	21	申請児童、保護者又は同一世帯の親族が身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を所持している	2	
1月64時間以上	20	20				
居住家屋の災害復旧をしている	30	30	保護者又は同一世帯の親族が入院している（出産・検査・短期等をのぞく）	2		
死亡・離別・行方不明・拘禁	30	30	父母の育児休業取得前に特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を給付を受けて利用（事業所内保育事業の地域枠以外を除く）して退所をした場合又は平成27年3月31日以前において、父母の育児休業取得前に保育園・幼稚園・認可外保育施設を利用して退所をした場合	2		